



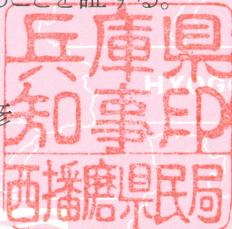
許可番号 第 02806067868 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 石川県金沢市神田一丁目29番24号

氏 名 国勝運送株式会社
代表取締役 立田 秀樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



兵庫県知事 齋藤元彦

許可の年月日

令和6年7月17日

許可の有効年月日

令和11年7月16日

1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)
取扱産業廃棄物の種類

1. 燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)
2. 汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
3. 废油
4. 废酸(水銀含有ばいじん等を除く。)
5. 废アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)
6. 废プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
7. 紙くず
8. 木くず
9. 纖維くず
10. 動植物性残さ
11. ゴムくず
12. 金属くず
13. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
14. 鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)
15. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
16. ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 16 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

令和6年7月17日 新規許可

4. 積替え許可の有無

無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無



兵庫県指令西播(県)(6)第 103-016 号
令和6年7月17日

住 所 石川県金沢市神田一丁目29番24号
申 請 者 国勝運送株式会社
代表取締役 立田 秀樹

令和6年5月28日付で申請のあった産業廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項により次のとおり許可します。

兵庫県知事 齋藤元彦



業の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可番号 第 02806067868 号

事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)
- 2.汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 3.廃油
- 4.廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)
- 5.廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)
- 6.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 7.紙くず
- 8.木くず
- 9.繊維くず
- 10.動植物性残さ
- 11.ゴムくず
- 12.金属くず
- 13.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 14.鉛さい(水銀含有ばいじん等を除く。)
- 15.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 16.ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 16 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

許可の期限 令和11年7月16日 まで

(不服申立ての教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して①3箇月以内に、環境大臣に対して審査請求すること、及び②6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。